

見直しの内容

1 主なサービス水準（開設時間、開設日、入所基準及び保護者負担金について）

(1) 開設時間と開設日

	現行	見直し後
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 13時～18時 18時～19時 ※ ・ 長期休業時等 8時～9時 ※ 9時～17時 17時～19時 ※ ・ 土曜日 8時～9時 ※ 9時～12時 12時～18時 ※ ※ 各子どもの家等の判断により開設している時間が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 放課後～19時 ・ 長期休業時等 7時30分～19時 ・ 土曜日 7時30分～19時
開設日	下記休業日を除いた日 【休業日（原則）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日、祝日 ・ 12月29日～1月3日 ・ 夏休み中の6日間（8月中旬） 	下記休業日を除いた日 【休業日】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日、祝日 ・ 12月29日～1月3日

(2) 入所基準

現行	見直し後
各子どもの家等が判断	放課後等に保護者が労働等により家庭にいない児童

(3) 保護者負担金

現行	見直し後
各子どもの家等が決定 最高額：10,000円 最低額：5,500円 平均額：7,782円	全市で統一する。 ※ 金額設定は別途検討

2 運営主体

現行	見直し後
ボランティアによる地域主体の運営委員会	株式会社、社会福祉法人、NPO法人等、法人格を持つ新たな運営主体の導入